

中央建設業審議会総会

2021年10月15日

【事務局（児玉）】 おはようございます。定刻より少し前ではございますけれども、委員の皆様お集まりいただいた状況でございますので、開会させていただければと考えております。それでは、ただいまより中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたらお申しつけください。

報道関係の皆様の冒頭の報道カメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の長橋から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【長橋不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の長橋です。どうぞよろしくお願いいたします。今年の7月に着任させていただきました。

本日は中建審の開催ということで、委員の皆様方には日頃から国土交通行政に御理解、御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。また、今日、いろいろお忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

この中建審は昨年7月以来の開催ということでございますが、その昨年の中建審におきましては、工期に関する基準というのを御承認いただきました。今、国土交通省としては、それを一生懸命、団体の皆さんはもちろんですけれども、各発注者団体の関係の方にもいろいろな関係省庁を通じましてお願いしているところでございますが、一方で、この後、現状報告があると思いますけれども、なかなか建設業界は週休2日の取組とか、あるいは時間外勤務の縮減とか、まだまだちょっと道半ばということもございますので、さらに私どもとしても一層徹底を図っていききたいと頑張っているところです。

また、そういった働き方も含めて、処遇改善とか、あるいはその生産性の向上ということ

もそうですけれども、将来の担い手をしっかり建設業界としても確保するということが非常に大事なことでありますし、当面、何年か先を見据えますと、今のタイミングでしっかりやっていかなければいけないと感じてございます。処遇改善という意味では、労務単価というのもずっと9年連続で引き上げてきてございますけれども、こういった取組をさらに一層徹底していきたいと思っております。先般も前赤羽大臣のときにも、2%以上の賃金上昇ということで、それぞれ各団体と国交省とみんなで力を合わせてやっていこうと、ダンピング対策に取り組んでいこうという申し合わせもしたところでございますけれども、国土交通省としてもまたさらに取組を進めていきたいと思っております。

本日御審議いただくのは、J V 準則の改正、これは復興 J V の位置づけとか、あるいは災害復旧工事における損害発生時の費用負担の問題、あるいは経審の今後の改正の方向性ということでございます。

実は10年前に私は建設業課でこの復興 J V の担当をしております、そのときはまさに東日本大震災の状況の中で、こういった新しい復興 J V という形で復興事業を進めていこうということで、この中建審の皆さんの御了解をいただきまして、試行ということで進めさせていただいたところでございます。その後、御案内のとおり、災害もかなり、毎年というか、常に大きな災害が来ているところでもございまして、こういった一つ新しく試行している制度がいろいろなところで活用されているようなこともいろいろ承知しております。また、そういったことも含めまして、今日10年たってまたこの J V についていろいろ御審議いただくということはちょっと感慨深いところではございますけれども、それも含めまして、また今日は忌憚のない御意見をいただきまして、そうした意見を踏まえて、成案というか、案という形で次回までにまとめていって、また御審議をいただければと思っておりますので、忌憚のない御意見をそれぞれいただきたいと思っております。

本日はまたどうぞよろしくお願いいたします。これにて御挨拶とさせていただきます。

【事務局（児玉）】      ありがとうございました。

議事に先立ちまして、事務局から本日御出席の委員を御紹介申し上げます。前回の開催以降に委員の御交代がございましたので、前回総会から引き続き委員に御就任いただいている方、前回総会以降新たに就任された委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

まず、前回の総会から引き続き委員に御就任していただいている方を御紹介申し上げます。

一般社団法人全国建設業協会会長の奥村太加典委員です。

【奥村委員】 全建、奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 続きまして、公認会計士の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 会計士をしております岸上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社長、佐藤育子委員です。

【佐藤委員】 東京電力の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 続きまして、オンラインの御出席でございますが、島田市長の染谷絹代委員でございます。

【染谷委員】 染谷でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 続きまして、三菱地所株式会社代表執行役執行役副社長の谷澤淳一委員です。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 一般社団法人全国中小建設業協会会長の土志田領司委員です。

【土志田委員】 全中建の土志田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 首都高速道路株式会社技術コンサルティング部CS推進部CS調査・分析室室長の三村啓子委員です。

【三村委員】 首都高速道路、三村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 一般社団法人日本建設業連合会会長の宮本洋一委員です。

【宮本委員】 日建連の宮本でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（児玉）】 一般財団法人日本経済研究所理事長の柳正憲委員です。

【柳委員】 日本経済研究所の柳でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 続きまして、オンラインで御参加いただいております山形県知事の吉村美栄子委員です。

【吉村委員】 吉村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 なお、本日はあいにく御欠席ですが、全国建設労働組合総連合書記長の勝野圭司委員、そして慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員におかれましては、引き続き委員を務めていただいておりますことを併せて御紹介申し上げます。

続きまして、前回の総会以降、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介申し上げます。

弁護士の池田綾子委員です。

【池田委員】 弁護士の池田綾子です。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員建設工事部担当の今井政人委員です。

【今井委員】 J R 東日本の今井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 一般社団法人建設産業専門団体連合会会長の岩田正吾委員です。

【岩田委員】 建専連の岩田です。職人団体です。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 上智大学法学部教授の楠茂樹委員です。

【楠委員】 上智大学の楠です。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員です。

【西野委員】 京都大学の西野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 東京大学大学院工学系研究科教授の堀田昌英委員です。

【堀田委員】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（児玉）】 なお、本日はあいにく御欠席ですが、一般社団法人日本建設業連合会副会長の押味至一委員、そして一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長の長谷川勉委員にも新たに委員に御就任いただいておりますことを御紹介申し上げます。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮願います。

それでは、以降の議事の進行は柳会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【柳会長】 それではまず、前回の中央建設業審議会以降、委員の改選がございましたので、建設業法第38条第3項の規定に基づき、委員の皆様により、学識経験のある委員の中から会長代理を互選していただく必要がございます。

会長といたしましては、本審議会において、平成25年より長らく委員として審議に参加いただいております、また企業会計の専門家として豊富な経験と卓越した見識を有されている岸上恵子委員にお願いするのがよろしいかと存じます。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳会長】 それでは、御異議がないようでございますから、岸上恵子委員に中央建設業審議会会長代理をお願いしたいと存じます。岸上委員から一言御挨拶をお願いします。

【岸上会長代理】 岸上でございます。ただいま中央建設業審議会の会長代理に選任いただきまして、誠にありがとうございます。微力ではございますが、柳会長の下、当審議会の会長代理の職を誠実に務めてまいりたいと思っております。委員の皆様方の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

【柳会長】       ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。

まず、議事（２）の最近の建設業を巡る状況について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】       では、資料１に基づきまして御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

おめくりいただきまして、まず建設業の現状でございます。

２ページ目、建設投資額、許可業者数等の推移でございます。建設投資額はピーク時の平成４年度は８４兆円で行ってまいりましたが、現在落ち込んでおります。ピーク時から３４％減という状況でございます。また、建設業者数はピーク時からの２１％減、就業者数はピーク時から２８％減という状況になってございます。

次のページ、売上高営業利益率のトレンドでございます。大企業、中堅企業、中小企業ということでございますけれども、おおむね建設業につきましては回復傾向にあるという状況でございます。

関連して、次のページ、倒産、休廃業の動向ですけれども、こちらは減少傾向にあるという状況でございます。

５ページ目、就業者数の現状ということで、技能者の推移は近年横ばいでございますけれども、右側、高齢化の進行ということで、右上に赤字で書いてございますけれども、建設業・約３割が５５歳以上、下の建設業・２９歳以下が約１割ということで、高齢化の進行が進んでいるという状況でございます。

続いて６ページ目、働き方の現状ということで、冒頭、長橋からも触れておりますけれども、働き方改革の現状でございますけれども、年間実労働時間あるいは年間出勤日数と改善傾向もありますけれども、まだまだ他産業、製造業や全産業に比べても改善が遅いということで、さらに取り組む必要があるということ、また、下、休日でございますけれども、技術者の約４割が４週４休以下で就業しているという状況でございます。

次のページ、賃金の状況でございます。一番下の黄色のグラフが建設業の男性生産労働者ということで、青色の製造業に近づいておりますけれども、まだもう少し上昇していく必要があるのではないかということで、問題意識を持ってございます。

続いて、２ポツの新・担い手３法の施行でございます。

９ページ目、新・担い手３法ということで令和元年６月に成立されまして、働き方改革、生産性向上等の課題について、各種平準化、工期の適正化等の取組に努めているところでござ

ざいます。具体的な内容は、次のページ以降でございます。

まず、工期の適正化でございます。昨年7月に中建審において作成・勧告いただいた工期に関する基準ということで、工期の設定に当たっての考慮すべき事項ということを取りまとめていただいております。この工期基準について、民間発注団体も含めて広く関係者の周知を図っているところでございまして、令和3年度、今年度は、民間工事の実際の工期の設定など、実態調査を行いたいと考えております。

次のページが週休2日の推進でございます。左側、直轄の週休2日工事の実施状況でございすけれども、毎年着実に伸びておりまして、この表にありますように、令和2年度、赤字のところですが、実施率88.5%ということでございます。

また、右側の直轄の取組内容でございすけれども、週休2日の実施に伴う必要経費の計上ということで、労務費や機械経費等の補正係数を計上して取り組んでいるということ、また、右下の交替制モデル工事ということで、閉所ができないような工事についても、交替制モデル工事というものに取り組んでいるところでございます。

また、一番下に書いてございすけれども、直轄工事においては、令和6年4月に時間外労働規制が適用されますけれども、それに先駆けて、令和5年度、原則全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保ということで直轄工事に取り組んでおります。

続いて、施工時期の平準化でございます。令和2年度の入契調査を踏まえて、見える化ということで、各自治体の取組状況を公表しております。左側左下、都道府県レベルの平準化の状況ということで、おおむね青色の取組状況が進んでいるという状況でございます。一方、右側、市町村レベルでの取組状況でございすけれども、平準化の取組が遅い、赤色とかピンク色とか、そういったところはまだまだ市町村レベルでは取組が進んでいないということが見える化によって明らかになってございます。

次が、平準化の促進に向けた取組で「さ・し・す・せ・そ」ということで我々は呼んでいすけれども、各市町村で平準化に向けた取組を行うために何をすればいいのかと。例えば、「さ」——債務負担行為の活用、「し」——柔軟な工期の設定、「す」——速やかな繰越手続、こういった取組を御紹介しながら市町村の平準化も進めているところでございます。

3点目、技能労働者の賃金引上げに向けた取組でございます。こちら、冒頭、長橋から申し上げた大臣と建設業4団体の意見交換の概要でございます。左下のポツでございすけれども、今後の担い手確保のため、賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げと、こういった好循環を継続する必要があるということで、

そのため、本年はおおむね２％以上の賃金上昇の実現を目指すといった旗印の下で、全ての関係者が取組を進めるということが申し合わされてございます。

次のページ、これを受けまして、各業界団体において取り組んでいただいている内容でございます。左上、日建連さんでございますけれども、赤字にありますように、下請への見積り依頼に際して、おおむね２％以上の賃金上昇の趣旨にかなう適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、そして見積りを確認した上で、これを尊重するという事で取り組んでいただいています。また、右側は全建さんでございますけれども、この赤字のところですが、おおむね２％以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進めるということ。左下、全中建さん、２％以上の労務費の引上げの取組を宣言する。右下、建専連さん、職員の賃金を上げていくことについて賛同。賃金アップ分の原因を確実に獲得することを第一の目標と定めて、賃金アップ分を反映させた額を計上して、見積書の作成、見積書を尊重した請負契約の締結に理解を求めていく。こういった形で取組を進めていただいております。

次のページは、地方公共団体発注工事における環境整備ということで、各公共団体の発注について大きく３点、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定、ダンピング対策のさらなる徹底ということを要請してございます。また、その後も都道府県に加えて、公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施して、フォローアップを行っているところでございます。

次のページは、取引適正化推進期間ということで、今月から１２月末まで取り組んでいる元・下間の取引の適正化の取組でございます。実施内容としては、法令遵守に関する講習会とか立入検査等々を行ってございますけれども、今年度の重点事項ということで、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施するという事で、重点事項として位置づけております。

次のページは、標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保ということで、元請・下請・発注者に対してこの取組を今月中を目途に要請したいと考えております。

具体的に左の表を御覧いただきますと、そういった内訳の例ということで、職長、一般作業員等、レベルに応じた単価で、歩掛と単価、労務費ということで内訳を明示するということができないかということでございます。これは各業種によって実態が様々ございますので、まずできるところからやっていただきながら、こういった労務費の確保、賃上げという

ことで、内訳明示の取組も進めていきたいと考えております。

続いて、キャリアアップの関係でございます。21ページ目、これは御案内のとおり、キャリアアップによって就業履歴の蓄積を行い、技能と経験に応じて給与を引き上げて、将来にわたっての建設業の担い手確保、建設業全体の価格交渉力を向上するというところで、実績の履歴の蓄積と能力評価、レベルに応じた賃金水準の目安ということを示して取り組んでいるものでございます。

続いて、利用状況でございます。技能者の登録が約70万人ということで、今年度末には技能者の4人に1人が利用する水準に増加していくという状況でございます。

また次のページは、建退共の電子化による手続の効率化ということで、現状、建退共の証紙、紙で交付して貼りつけているのですけれども、それも電子化によって効率化して、事務の効率化を図っていくということでございます。

また、次が公共工事におけるキャリアアップ活用の促進ということで、国の直轄工事、地方公共団体の発注、独法・特殊会社ということで、それぞれ取組が進んでいるという状況でございます。

続いて、建設業の生産性向上でございます。26ページ目、技術者に関する規制の合理化ということで、新・担い手3法で改正した規制の合理化の内容でございます。左側、監理技術者の専任緩和ということで、この図にありますように、技士補という現場を補佐する者をそれぞれの現場に置いた場合には、監理技術者は1人で2現場まで兼務ができるという制度が施行されております。また、右側、専門工事一括管理施工制度の創設ということで、鉄筋・型枠等の一定の要件を満たす場合には、下請の主任技術者の設置を不要化するという制度を創設してございます。

また、下が技士補の試験の状況でございますけれども、各業種において受講いただいて、合格者数が出ているという状況でございます。この技術者の配置の関連が、次の議事3の関係でも検討会を設置したいということに関連してございます。

また、27ページ目が、中小建設業にICTを普及させるための新たな取組ということで、左側のグラフは、各ランクごとに、ICT施工を経験したことがあるか、ないかということで、ランクがCとかDとかになると、なかなか経験したことがないということでございます。

また、左下のグラフでございますけれども、ICT施工では、機械経費、間接費が従来施工と比べて割高になっているといった場合もございます。まず、右側でございますように、コストと生産性の両立を目指したICTの使い分けということで、工事の規模とか、その出

来高の管理の方法も、スマホのような簡易なものを使うとか、汎用性のあるものを使うとか、そういった工夫をしながら中小企業の普及促進に取り組んでいただきたいということでございます。

また、28ページ目、遠隔臨場ということで、新型コロナウイルス対策としてでも、固定カメラとかウェアラブルカメラを活用して、非接触・リモートの現場確認ということを導入しておりまして、右側、実際の試行件数ということで、多くの現場で導入しているということでございます。

29ページ目、許可・経審の電子化ということで、現状は書類、紙での申請手段のみになっておりますけれども、これは申請者、行政庁双方にとって大きな負担になっているということで、令和4年度中の電子申請のシステムの本格運用開始に向けて、国、都道府県と検討会を進めて準備を進めているという状況でございます。

30ページ目、公共工事の円滑な施工確保ということで、31ページ目、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策ということで、今後5年間、おおむね15兆円程度の規模で対策を行っていくこととされております。

32ページ目、公共事業の予算の推移でございますけれども、オレンジ色、公共の当初予算はおおむね6兆円でずっと推移しているのですが、この5か年、加速化対策ということで1.7兆円と、また繰越し分がありますので、令和3年度8.5兆円分の公共工事を着実に執行していく必要があるという予算規模になってございます。

次のページが、公共工事の円滑な施工確保ということで、地方公共団体宛てに要請している内容です。今年の1月に出したものでございますけれども、公共工事の円滑かつ適切な執行を行うためにということで、適正な価格による契約であったり、適正な工期設定、施工時期の平準化等々の取組について要請を行ってございます。

続いて34ページ目、そういった施工確保のために発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化ということで、ここにイメージ図がございますけれども、都道府県など発注者においては、発注見通しあるいは施工確保取組の共有とか、制度改正の検討状況、あるいは地元の建設業団体においては、受注者側の受注体制とか、工事の稼働状況とか、あるいは入札・契約に係る改善要望とか、こういった情報を緊密に連携しながら公共工事を着実に施工していくということで、各団体に取組を進めていただいております。

最後、公共事業の執行状況で、国の国交省の執行状況でございますけれども、下のグラフの契約率の実績は、過去5年平均が青色、今年度が赤丸でございますけれども、例年以上の

速さで契約を進めて、確実な公共工事の執行をしているという状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

【岩田委員】      すみません。建専連の岩田と申します。今の御説明で、端的に、21ページのところなんですが、能力評価、これは4段階でございますが、できるというところとできないというところとばらばらだったのですが、その問題。この金額については、平均という、目安ということになっているのですけれども、今、建専連の取組として、最低という形で全団体で出そうと、職人さんの権利を明確にしようという取組は行っております。ただ、それができなかった理由としては、請負額が建設業の仕事量の繁閑で変動することにあります。ここを我々団体として、標準的な請負単価というものをセットにして出して、職人さんに分かりやすくする、また一定の基準の請負単価をお示しするという形で行動しておりますので、今年度内に何とか出したいと思います。

以上です。

【柳会長】      よろしいですか。

それでは、吉村知事、御意見、御質問があるそうでございます。どうぞ。

【吉村委員】      ありがとうございます。地域の建設工事の需要者の立場から発言させていただきます。近年多発する自然災害への対応や、除排雪などの地域維持活動、インフラ老朽化対策など、地域の建設産業の役割が増大している一方で、担い手の数は減少し続けております。人材不足が常態化しておりまして、建設産業の技術力低下や弱体化を憂慮しております。担い手の育成・定着は極めて重要な課題であり、新・担い手3法の改正を踏まえ、取組を推進したいと考えております。

本県における取組を何点か申し上げますと、まず土木技術者の高等養成機関が県内にありませんでしたので、平成29年4月に県立産業技術短期大学校に土木エンジニアリング科を開設いたしました。現在、第3期生まで卒業し、ほとんどが県内企業に就職して、新人技術者として活躍しております。また、建設産業のやりがいや魅力をアピールするため、事業者団体や教育委員会と連携し、現場見学会やインターンシップなどを実施しております。

建設産業の将来見通しについて不安を抱く方もあります。若手人材に長く働いてもらうためには、賃金や休日などの労働条件面を一層改善する必要があると感じております。東北地方は、同一経済圏の中でも設計労務単価の地域差が大きくなっております。本県の設計労

務単価が隣県に比べて低いため、建設業者からは、賃金を上げることができず、労働者の確保に苦勞していると聞いております。それで、建設工事の需要者としましては、今後、労働者が県外に流出して事業執行が困難になっていくことを大変懸念しております。

先ほど技能労働者の賃金引上げに向けた取組について御説明があったとおり、担い手を確保して、地域の建設産業が持続可能な産業であり続けるためには、適正な利潤の確保と、さらなる賃金引上げにつながる好循環が重要と考えます。建設工事の需要者としましては、さらなる生産性向上や適正な費用計上に取り組み、このような好循環が生み出せるように努めてまいります。

今後とも、建設業者や関係機関と密接に連携協力し、新3Kにつながる施策を推進し、若者が安心して働ける建設産業の環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。本日御説明いただきました施策の推進につきましては、地域の実情を十分御配慮の上、御検討くださるようお願いいたします。

以上でございます。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【奥村委員】 全建会長、奥村でございます。29ページ、建設業許可・経営事項審査申請手続の電子化に向けた取組についてですが、よろしいでしょうか。

現状の紙ベースの申請に加えて、新たにオンラインによる申請が加わるということは、申請者にとって利便性が高まります。ぜひこれは進めていただきたいところですが、全建としましては、ぜひ、都道府県によってこの導入の可否または導入時期に差が出ることを避けていただき、全国一律にスタートしていただけるように取り計らっていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【柳会長】 ほかにございませんか。

【鎌原建設業課長】 事務局のほうから、よろしいですか。

【柳会長】 どうぞ。

【鎌原建設業課長】 委員の皆様方、御意見をありがとうございました。事務局のほうから、いただきました御質問、御意見に対して少し述べさせていただきたいと思います。

建専連の岩田会長、ありがとうございます。最低としての賃金の目安の設定とか標準請負単価の設定につきましては、先日来お話も伺っておりますので、私どもとしても一緒になって勉強させていただきたいと思っております。

それから、吉村知事、ありがとうございます。担い手の育成・定着は極めて重要な課題と

いうことで様々な取組を行っていただいております、大変心強く感じたところでございます。引き続き連携させていただきながら、私どもとしてもしっかり取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

それから、奥村委員、ありがとうございました。電子化のところですが、今、国のほうでは、再来年の1月から電子申請が可能になるようなスケジュールで取り組んでおります。なるべく多くの都道府県の方にも同じタイミングで同じシステムでオンライン申請というものが可能になるよう、引き続き調整、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

すみません。以上でございます。

【柳会長】 よろしいですか。

続きまして、議事の3、「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の開催について、事務局より御報告をお願いします。

【石井建設業技術企画官】 建設業課建設業技術企画官の石井でございます。資料2について御説明させていただきます。「適正な施工確保のための技術者制度検討会」を今後開催していくという旨の御報告でございます。

上の四角の中に、会の目的を書いております。担い手不足への懸念、生産性向上へのニーズ等の業界の課題、それから、今、遠隔技術等、近年のICT技術の向上・進展を踏まえて、技術者制度の今後の在り方、それから講ずべき施策ということを検討していきたいということでございます。

検討内容も同じことを書いておりますけれども、今後の方向性というところでは、業界アンケート等で実態の把握等もさせていただきながら、今後の方向性・課題を整理していきたいと考えております。

2つ目の丸のところですが、もう一つとしては、ICTの進展など、そういったことを踏まえて、現状の技術者制度における専任配置要件とか、そういった技術者の配置要件の在り方、それから担い手確保の観点も踏まえた技術検定制度の在り方と見直しということ等を検討していきたいと考えております。

スケジュールとしては、11月、来月から検討会を始めていきたいということで考えております。

検討会の委員につきましては、現在調整させていただいております、決まりましたら、また公表させていただきたいと考えております。

今回はこれから開催していきますということの御報告をさせていただきました。今後、検討会の検討状況等につきましては、また中建審の場で適宜御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【柳会長】      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

【宮本委員】      日本建設業連合会の宮本でございます。この技術者制度検討会の開催は賛成です。最近、遠隔臨場や、I Tツールによる現場管理、施工ロボットの活用など、I C Tの活用が大変進んでおり、建設現場での働き方や管理の方法などが大きく変化しています。昨今、日本全体がD X推進と言っている中、建設業もD Xを推進しようとしているところです。働き方改革、担い手確保を進めるという観点からも、新たな建設のやり方にふさわしい技術者制度について、是非、前向きな検討を進めていただきたいと思います。

加えて、近年は、このD Xを含め、技術革新のスピードが特に速くなっています。そうしますと、一度資格を取った人でも技術の進展に遅れをとる可能性があるので、ある一定間隔で資格の更新をすることや、あるいは講習を義務づけることなども併せて考えていただく必要が出てくるのではないかと考えるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

【柳会長】      よろしいですか。どうぞ。

【鎌原建設業課長】      ありがとうございます。建設業課長でございます。今、宮本委員のほうから大変重要であるというような御発言をいただきました。私どもはしっかり肝に銘じて取り組んでまいりたいと思っております。その中では、業界団体の皆様からの御意見を伺う機会も設けたいと思っておりますので、またそのときにI C T、D Xの進展の実情などを含めてお聞かせいただければと思っております。ありがとうございます。

【柳会長】      ほかにございませんでしょうか。

【三村委員】      首都高速道路の三村でございます。首都高速道路というよりも、私はちょっと別の立場の発言になってしまっても大変申し訳ないのですが、文部科学省のほうの技術士という技術者の資格の制度の検討に携わらせていただいております。それで、ぜひこの検討会の中で、そういう今現在ある技術者の資格を持っているところもそれぞれ制度の改革・見直し等を進めているところでございますので、横串を刺す形で、ぜひ検討会の中で、技術士だけに限らず、ほかにもいろいろございますので、そういったところとの横串をぜひ通していただいて、より実効性のある検討を進めていただければと、これはお願いでござ

ざいます。

以上です。

【柳会長】 事務局において、ただいまの御意見もよろしく検討の後、御報告をお願いします。

【鎌原建設業課長】 しっかり取り組んでまいります。

【柳会長】 ほかはよろしいですか。

続きまして、審議事項に移りたいと思います。

なお、議事4から6については、本日の会議は委員の皆様から御意見を頂戴する場とさせていただきます、議決については、本日の意見を踏まえて事務局において検討を深めていただいた上で、次回の審議会において改めて審議することといたします。

それでは、まず議事4、JV準則の改正（復興JVの位置付け）について、事務局より御説明をお願いします。

【事務局（児玉）】 改めまして、入札制度企画指導室長の児玉と申します。今回、JV準則の改正について御説明させていただきます。

まず、ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。共同企業体（Joint Venture）についてというところでございますが、通常、建設業におきましては、建設業者が単独で工事を受注・施工する場合がありますけれども、これと異なりまして複数の建設業者が一つの建設工事を受注・施工することを目的に形成する事業組織体とされておりまして、法人格を有さずに、民法上の組合に当たるものと解されております。その構成員につきましては、発注者や下請業者に対して連帯責任を負う形となっております。

この共同企業体に関する主な経緯として記載させていただいておりますけれども、かつて共同企業体については行き過ぎと思われる活用が一部で見られたという課題がございました。実際にはその共同企業体の構成員になっておきながら、共同施工として加わっていないようないわゆるペーパーJVと呼ばれるもの、あるいは構成員数が多くて、円滑なJVの運営に支障を来すようなものがあつたと聞いております。

そういった状況を踏まえまして、昭和62年でございますけれども、中建審の場におきまして、共同企業体運用準則が作成されております。こちらにおきましては、構成員の数や組合せ、そしてその資格、出資比率等について、基準を設定することによって、適正な共同企業体の運営が行われるようにという考えでございます。その中におきましては、後ほど御説明させていただきますが、特定JVとか経常JVといったものについての類型化をさせて

いただきまして、標準となる協定書についても併せて周知させていただいているような状況でございます。

その後、平成13年におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定に伴いまして、適正化指針というものが策定されておりまして、こちらのほうにもこの共同企業体準則に基づく共同企業体の運営について記載させていただいております。

その後、平成23年になってまいりますと、地域における道路や河川といった維持管理の観点から、地域JVというものを新たに制度化しておりまして、こちらにつきましても、JV準則、そして適正化指針のほうに位置づけをさせていただいているところでございます。

平成24年におきましては、東北の震災を踏まえまして、復興JV制度の試行を開始したと、一応そういった経緯でございます。

その類型といたしましては、下の四角囲みで御説明させていただいておりますけれども、まず特定建設工事共同企業体、こちらは通称特定JVと呼んでおりますけれども、大規模で技術的難易度の高い工事において安定的な施工を確保する目的で結成されるものとされておりまして。

その右側でございますが、経常建設共同企業体、こちらは経常JVと呼んでおりますけれども、中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保してその経営力・施工力を強化する目的で結成されております。

地域JVといたしまして、地域における道路・河川といった維持管理に必要なものにつきまして、継続的な協業関係を確保して、その実施体制を安定確保する目的で結成するもの。

そして、今回御審議いただくのが、復旧・復興建設工事共同企業体、これは略して復興JVと呼んでおりますけれども、東日本大震災の被災地の地元の建設企業が、被災地外の建設企業と共同して施工力を強化する目的で結成するものとされているところでございます。

こちらの復興JVの制度につきましては、2ページ目でございます。こちらは、現在ある制度の御説明でございますけれども、岩手県、宮城県、そして福島県の復旧・復興工事におきまして、迅速かつ効率的な施工が確保されるように、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保すると。

考え方でございますけれども、入札不調の要因の一つとなっておりましたのが、被災した場所では工事が一気に増えますので、技術者等々、地域における資源が足りなくなって、単体企業では工事がなかなか難しくなってくると。他方で、地域外におきましてはまだまだ余力もあったりするものですから、そういったところをどううまく組み合わせるかという発

想に基づきまして、被災地の企業と被災地外の建設企業を組み合わせることで施工を確保していくといった理念になってございまして、下の四角囲みでございしますが、その性格におきまして、地元の建設企業が被災地外の建設企業と継続的に共同することで施工力を確保するというようになっております。

その対象となる工事におきましては、②でございしますが、被災３県における復旧・復興工事を対象として、大規模な工事と技術的難易度の高い工事、もとよりそういったものにつきましては、先ほど御説明させていただきました特定ＪＶといったところにおきまして行うことになっておりますので、除外するという形になってございます。

その構成員の数については、多過ぎないように、２社ないし３社程度とさせていただいておりまして、同程度の施工能力を有する者を組み合わせること、被災地域の地元の建設企業を１社以上含むこと、こういったことが要件となっております。

また、④の技術者要件といたしましては、特定ＪＶにおきましては、技術的難易度の高い工事に取り組むという性質上、全ての構成員が専任技術者を置くとなっておりますけれども、こういったものと比較しまして、こちらの復興ＪＶにおきましては、事業の規模に応じた構成員から専任の技術者を出すということによりまして、必ずしも全部の構成員が専任技術者を置く必要はないという要件とさせていただいております。こういった形で、平成２４年に被災３県におきまして試行という形で開始させていただいたというものでございます。

続きまして、３ページ目でございます。その結果でございますけれども、これまでのところ、約６９０件の契約実績があるという状況でございます。活用した発注者や地元建設業団体からは制度の意義を評価する声が上がっており、継続的な要望もあったというところでございます。活用した発注者の声としては、不調・不落対策として有効性があったという声を聞いているところでございます。その後、地元の建設業界団体のほうからも、地元だけではこなせなかったものの、こういったＪＶによって早期復旧・復興に大いに貢献できたといった声を頂戴しているところでございます。

続きまして、４ページ目でございますが、東日本大震災以降も、災害が激甚化・頻発する中で大規模災害が発生しております。近年でございますと、平成２８年の熊本地震、平成２９年の九州豪雨など、災害が多く発生しているところでございますが、大規模災害が発生しますと、通常時に比べて著しく多くの建設工事需要が発生します。

こちらは長野県の事例でございしますが、令和元年台風１９号によりまして、令和元年、そ

して翌年2年におきまして一気に事業量が増加しているといったところが見てとれるかと思えます。

続きまして、5ページ目でございます。そういった災害が激甚化・頻発化する中におきましては、被災してしまいますと、著しく多くの工事量が発生することになりまして、こういった急激な状況に伴いまして、被災した地域内の企業のみでは施工体制が確保できなくなるおそれがあり、不調・不落の発生率が上昇してしまうと、迅速な復旧・復興がなされないおそれがあるといった課題があると認識しております。

実際の対応の事例でございますが、令和元年台風によって大きな被害を受けた長野県におきましては、工事量が急増した中で、地元の資源が足りなくなって、単体企業ではなかなか施工が難しくなったという懸念があると。このため、県は独自にJV制度を活用いたしまして、長野県内の災害復旧にいわゆる復興JV制度を活用することで施工体制を確保したという事例がございます。

ほかにも、熊本県におきましては熊本地震、そしてその翌年の九州北部豪雨、また愛媛県におきましても平成30年7月豪雨、北海道におきましても胆振東部地震、こういった大きな災害が起きた際には、復興JV制度を活用することによりまして施工体制を確保してきたといった事例がございます。

また、6ページ目でございます。そういった復興JV制度に関する主な御意見といたしまして、制度の活用を行っていない都道府県における声を御紹介させていただきます。

まず、賛成の御意見でございますけれども、総論といたしましては、大規模災害はいつ起こるか分からない、備えとして必要である、そういった御意見を頂戴しているところでございます。その賛成の一番下でございますが、国が基本的な基準を示して、自治体ごとに適用基準などのカスタマイズをするなど、速やかな制度化が必要であるといった声も頂戴しているところでございます。

もちろん、慎重あるいは懸念の声もございます。これまでその必要性がなかったということもございますし、県外の企業をJVの構成員として活用することについては、慎重に取り扱う必要がある、そういった慎重な御意見も頂戴しているという状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、今後、今ございます復興JVをJV準則に位置づけることをどう考えるかということで論点を整理させていただいたのが、7ページ目以降でございます。

最初の青囲みでございますけれども、既に独自に復興JV制度を活用している自治体が

ございますので、そういったことも踏まえまして、J V 準則を改正して、復旧・復興建設工事共同企業体——復興 J V を新たな J V 類型と位置づけ、適正な活用が図られるようにしたらどうかということでございます。不適格な業者を排除するという観点からは、J V 準則によって一定の基準を示す必要があるのではないかという考え方でございます。

2 つ目の青囲みでございますが、対象工事につきましては、東日本大震災クラスの災害に限らず、一定規模以上の大規模災害からの復旧・復興工事が考えられるのではないかとこのところでございます。

こちらは先ほどの事例を表で整理してございます。東日本大震災は法律上の特定大規模災害という位置づけでございましたが、熊本地震は非常災害という位置づけであり、北部豪雨あるいは平成 30 年 7 月豪雨といったものは激甚災害という法律上のくくりでございすけれども、こういった実際の活用状況も見ながら、一定程度大規模な災害というものを対象として考えるべきではないかと。

他方におきまして、これは現行の考え方をそのまま踏襲するものでございますが、技術的難易度が高いものは、特定 J V という制度がございすので、そちらを活用すべきである。WTO 対象工事となるような金額の高いものにつきましては、内外無差別な発注というものが必要になってきますので、こういったものについては現状どおり復興 J V の対象から除くことと考えてはどうかというところでございます。

8 ページ目でございますが、1 つ目の青囲みで、復興 J V 制度の活用時期、活用する期間につきましては、大規模災害からの復旧・復興工事が行われていて、そして被災地内における企業単体では施工体制が確保できない状況にある期間であることが必要であると考えられますが、具体的には発注者がその地域の実情及び災害の状況に応じて判断することとしてはどうかというところでございます。J V 制度の適正な活用を図るためには、いつまでもずっと続けるというのは正しくないということかと思いますが、復興制度の趣旨・目的に沿って、その復興 J V という目的の活用期間をどう考えていくべきかという論点でございます。

その下の青囲みでございますが、構成員の組合せにつきましては、被災地域の地元の建設企業を 1 社以上含むことを求めることとして、その他の構成員の組合せにつきましては、被災地域の内外を問わず、発注者が実情に応じて判断することとしてはどうかということでございます。

1 つ目の地元の建設企業という論点につきましては、地域に精通する企業が参画するこ

とによりまして、復旧・復興工事のより円滑な施工に資すると考えられますので、地元の建設企業を構成員に含むことを求めている点でございます。

その試行段階におきましては、被災地域内の企業と被災地域外の企業の組合せを想定していたところでございますが、実際には災害の様態も面的広がりがあれば様々でございますので、被災地内の企業同士でJVを結成して、足りない技術者・技能者、その他の資源を補うことで施工体制が確保されるようなことも考えられるのですけれども、実際にそういった事例が複数見られたという状況でございます。こういった実際の事例も踏まえ、その他の構成員の地域要件につきましては、発注者が、災害の規模や様態、そして地元の建設業者の施工余力、そういったものを総合的に勘案して、判断を委ねる形としてはどうかというところでございます。

あるいは、現在の制度と同様でございますけれども、復興JVの性格につきましては、被災地外の建設企業と継続的に共同するものであるということを計画としてきちんと明記すべきかという話もあるかと思えます。

続きまして、9ページ目でございます。1つ目の青囲みの論点でございますが、技術者配置につきましては、工事の品質確保の観点から、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が専任技術者を配置する場合には、その他の構成員が配置する技術者は専任であることを必ずしも求めないとしてはどうかという論点でございます。こちらも現在の制度と同様の要件でございますけれども、もとより復興JVの対象工事としては、大規模な工事とか技術的難易度の高い工事というものは除外するという考え方でございますので、そういった前提で考えますと、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が専任技術者を置き、その他の構成員としては兼任の技術者を配置することで、施工体制が確保できるのではないかと考えてございます。

2つ目の青囲みでございますが、代表者につきましては、地元の建設企業とすることを原則としてはどうかという今と同じ考えの踏襲でございます。JVの代表につきましては、工事の実施やその発注者等との連絡調整あるいはJV内の調整などについて中心的な役割がございしますが、これは地域に精通する企業が担うことが円滑な施工につながるのではないかと考えてございます。

その他、出資比率の考え方、構成員、構成員数の考え方につきましては、現在の基準を踏襲する形ではどうかというのが3つ目の青囲みでございます。

続きまして、10ページ目でございます。維持管理JVのときもそうだったのですけれど

も、復興 J V につきまして、J V 準則のほうに位置づけるとともに、これと併せて適正化指針のほうへの位置づけについても考える必要があると認識しているところでございます。

2 つ目の緑囲みでございますが、共同企業体につきましては、入契法に基づく適正化指針におきまして、公共発注者は、運用基準を策定・公表して共同企業体を適切に活用する旨、そして運用基準においては、J V 準則に従って、特定・経常・地域維持の各 J V について適切に定めることが記載されておりますので、復興 J V を J V 準則に位置づけるに際しましては、この適正化指針のほうの変更も同時に考えていくことが必要ではないかというところでございます。

あわせて、11 ページ目でございますけれども、適正化指針に復興 J V を位置づけるということで変更するのであれば、その際におきまして、適正な予定価格の設定・ダンピング対策、あるいは災害復旧等における入札・契約の考え方、そして適正な施工の確保、こういったところにつきましてももう少し深掘りして追記していったらどうかというところでございます。

適正な予定価格の設定・ダンピング対策につきましては、例えば適正な低入制度及び最低制限価格制度について、「適切な活用を徹底」するべきとの記載はございますけれども、その前提となるような、その制度そのものを導入するという必要性については実は明記がなかったりしますので、こういった観点から記載の充実を行ってはどうかと。

災害復旧等における入札・契約におきましても、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて入札・契約の方法を選択するようという記載がございますけれども、その他の事項、例えば災害時においては、見積りを積極的に活用して、実態に即した予定価格を設定していきましようといった点についても記載を充実してはどうかというところでございます。

適切な施工の確保に関しましては、最近、設計変更ガイドラインの策定・公表が広まっておりますけれども、適切な設計変更の実施や変更手続の円滑化という観点から、こういったガイドラインに関する記述についても追記してはどうかという論点でございます。

駆け足ではございましたけれども、私からの説明は以上となります。

【柳会長】      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

市長、御発言されますか。どうぞ。

【染谷委員】      島田市長です。当市におきましても、災害復旧事業の中心を担う土木工事

業者については、市の入札参加資格者名簿に登録されている市内業者の数が、10年前と比べますと約4分の3に減っております。また、工事の入札においては、参加者が一者もなく不調になるケースが以前と比べて増えているという状況にあります。このような状況の中で大規模災害が発生した場合、たくさんの復旧工事を発注しても、市内業者だけでは対応できないことが考えられるため、緊急時の備えとして、JV準則を改正し、復興JVを新たな類型として位置づけることには賛成であります。

しかしながら、JV準則の改正に当たっては、どの程度の災害を復興JVの対象とするのか、また地元企業に配慮したJVの構成員の組合せ方法など、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

【柳会長】 自治体のトップが賛成ということでございます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【鎌原建設業課長】 染谷市長、ありがとうございます。御意見をいただきまして、しかも賛成ということで、大変私どもも心強く感じたところでございます。

御指摘がございましたように、地元企業の関係もございますので、慎重な検討も必要かと思っております。資料の中にもおつけしておりますけれども、アンケートを私どもが行ったものの中でも、地域の企業・団体のほうからは、災害復旧だからどんなものでもと言ってしまおうと、自分たちができるのに仕事が奪われてしまうのではないかといった懸念の声も寄せられておりますので、東日本クラスに限る必要はないかとは思っておりますけれども、そこはよくよく吟味することが必要かと思っておりますし、最後は地域の実情に一番お詳しい各発注者のほうで適切に定めていただくようなことが必要になろうかと思っておりますので、そういったことを踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【柳会長】 どうぞ。

【土志田委員】 全中建の土志田と申します。今、課長さんのほうから御説明をいただいて、そういう声が地域からはあるのだということをお示しいただいたので結構なんですけれども、東日本の復旧・復興をする中で、復興JVが使われたこと、その中で地場の中小業者もJVに参画できたことは大変喜ばしいことであろうかと思いますが、復旧よりも復興段階になったときには、どちらかというと県外業者さんがメインの仕事をお取りになって、最後に残っていくのは、地場で取る仕事は本当に割のあまりよくない仕事だけが残ってい

くというような声も東日本の我々の仲間から出ておりますので、ぜひその辺も踏まえて、各自治体さんの発注に当たっては、この復興JVの扱いについても慎重にやっていただければありがたいと。

以上でございます。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【鎌原建設業課長】 よろしいですか。土志田委員、ありがとうございます。非常に大事な論点を提起していただいたと思っております。何をもって復興事業というかにもよりますけれども、かなり息が長く続いていくようなものもございますので、そうなるとほとんど平時とあまり変わらないのではないかと。そういったときにまで地域外の方に来ていただいてということは、基本は、地域の工事というのは地域の方に優先して取っていただくという考え方もあろうかと思っておりますので、いつまでとか、どういう段階のときにこういう復興JV——名前が復興JVとなっておりますけれども、どちらかというと復旧段階のものなのだろうなと感触としては思っておりますので、そういったところも検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【土志田委員】 よろしく願いいたします。

【柳会長】 それでは、いろいろいただいた意見を事務局で検討いただいて、次回、審議をさせていただくということで、お願いします。

続きまして、議事の5、災害復旧工事中における損害発生時の費用負担について、事務局より説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 資料4-1、1ページ目をお開きください。災害時における建設産業の役割ということで、改めまして、災害時には、復旧工事等、最前線で地域の守り手として役割が求められておりまして、実際、各被災地において24時間体制の施工とか、最前線で取り組んでいただいているということでございます。

2ページ目、不可抗力による損害発生時の費用負担の考え方ということで、まず民法原則でございます。これは、民法の条文上、双方の責めに帰することができない事由によっては、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるという民法上の規定がございます。この場合、不可抗力によって損害が生じた場合は、その損害は受注者側（請負人）が負担するということが民法原則上適用されるということです。

一方、公共工事標準請負契約約款では、この民法の考え方を転換してございます。この考え方は、建設工事における不可抗力による損害を民法原則どおりに受注者負担とした場合

には、そのリスク分が請負代金額に組み込まれてしまう。結果、契約金額の増嵩を招いて、発注者側も税金で行う工事の重い負担を負いかねない。そういった問題があるということで、公共工事については、不可抗力の損害額を全て受注者に帰すのではなくて、発注者における負担を明確化しているということで、具体的には、請負代金額の100分の1を超える部分については発注者が負担ということで約款上規定してございます。

具体的な金額のイメージですけれども、例えば100億円の工事を請け負って3億円の損害が発生した場合の負担は、民法上は受注者が3億円、公共約款上は受注者が1億円、それを超える部分については発注者が負担するというのが公共約款でございます。

3ページ目、約款の実際の条文でございすけれども、30条1項で、天災等、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならないというのが1項ですけれども、第4項において、発注者は、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならないというのが約款の規定でございす。

その次から、実際に不可抗力により被災して受注者が負担した事例を4つほど載せてございす。1つ目は、平成30年の高知県の事例でございすけれども、この工事においても1%額を受注者が負担したという事例。また、その次のページですけれども、これも、奈良県において復旧工事中に不可抗力によって二次災害が発生して、受注者が1%負担したという事例。また、6ページ目、こちらも岩手県でございすけれども、受注者が負担した事例。7ページも同様に、長野県の事例でございす。このように、近年頻発化する災害によって災害復旧工事中に二次災害に遭って、不可抗力によって受注者が負担するという実例が幾つも出ているという状況でございす。

この課題について、8ページ目でございす。現状は、受注者が請負代金の100分の1を負担する規定がございすので、二次災害等のリスクの高い応急復旧工事中に被災し損害が発生した場合も、この規定が適用されるということでございす。

課題・対応の必要性ということでございす。被災地域で行われる応急・災害復旧工事は、以下のとおり工事自体に一定のリスクが存在する一方で、すぐ直さなければいけないという緊急性が高いという性質がある。具体的なリスクとしては、二次災害にさらされるリスクということで、工期が出水期にまたがることも多い。あるいは損害が拡大するリスクということで、一次災害で既に地盤が緩くなっているなど、悪条件下で実施せざるを得ないことも

多いということでございます。また、応急・災害復旧工事においては、24時間体制での対応であったり、人材・資機材が不足している中で、平時に比べても確保が難しいということ、そもそも受注者の負担が大きくなっているということ。こうした中で、受注者に不可抗力による損害発生時の費用負担を求めることは、それが100分の1であっても過度な負担になるのではないかと。そうした負担によって受注のハードルが上がって、円滑な応急・災害復旧にも支障を来すのではないかという課題でございます。

次のページは、昨年の中建審においてお示した、そうした負担の在り方の考え方です。課題認識は、上のほうは同様でございますけれども、この矢印の下で、不可抗力による損害について、解釈を明確化する必要があるということで、方向性案ということで、リスクの高い工事の途中に被災して生じた損害については、あらかじめ想定して対処すべきものであると考えられるということで、30条の不可抗力についての規定について、予見可能性が高く発注者において考慮すべきリスクについては、不可抗力の対象とならないことに留意する必要があるということで昨年お示しさせていただきました。そういった二次災害も天災による不可抗力と考えられるけれども、もともとリスクが高い、予見可能性が高いものについては、発注者の責任という考え方を取れるのではないかということで、昨年御説明したものでございます。

その後いろいろ議論を省内関係とやっていく中でいろいろ課題が出てきまして、10ページ目でございます。1ポツ目、先ほどの発注者の責めに帰すべき事由ということで昨年報告しましたということで、2ポツ目ですが、一方ということで、損害が生じるリスクの高い災害復旧工事等に該当するか否かの判断、これは一定の基準をしっかりと示すというのはなかなか難しく、その現場に契約の発注者に混乱を生じさせるおそれが高いということ。また、その他の一般的損害の規定とか、第三者に及ぼした損害の規定についても、これも発注者責任ということを明確化してしまうと、発注者の損害賠償責任が発生してしまうということで、かえってこれが発注者に過度な負担を強いることになりかねない。そうした課題もいろいろあるということでいろいろ議論していたところでございます。

このためということで、改めて再整理の案について御意見をいただきたいと思っております。そうした災害が生じるリスクの高い災害復旧工事において、受注者負担の軽減を図るという観点から、一定の類型化——先ほどの事例に加えて、改めて実態を調査した上で、どういった災害でどういった二次災害があったかというのを事務局のほうで整理した上で、公共約款上、災害復旧工事中の二次災害による損害発生については、発注者の責めに帰すべ

き事由には該当しないものということで再整理した上で、これ以外の方法による受注者負担の軽減の在り方について検討するということで、ここで例として考えて記載しておりますけれども、二次災害もあくまで天災で、これは不可抗力であると考えた上で、100分の1の受注者負担の軽減は求めないといった形で再整理する方向で検討できないかということが検討の方向性でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】       ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。どうぞ。

【宮本委員】       日建連の宮本でございます。災害の復旧・復興については、特に海岸の工事などがそうですが、二次災害の危険性が極めて高いと言わざるを得ません。そういった場合に、二次災害による損害費用の負担を受注者に求めない方向で考えていこうというお話は、我々が安心して仕事ができることにつながるので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

一方、民法において、不可抗力によって生じる様々な損害費用について、全て受注者が負担することになっていること自体についても、私はいささか疑問を持っているところでございます。何でも不可抗力にされては困るというお話もありますが、それはきちんと類別すれば良いわけです。自然災害は天災というべきもので、まさしく不可抗力であります。ならば、それはやはり、全部を受注者負担にするのではなく、例えば、受注者の負担は100分の1にするなど、ご検討していただくと必要があるかと思います。そういうことです。今回、災害復旧工事中の二次災害については受注者負担を求めない方向で検討することは大賛成です。是非その方向で宜しくお願いします。

以上でございます。

【奥村委員】       よろしいですか。全建の奥村です。今、日建連の宮本会長のほうからお話がありましたこととほとんどかぶってしまうのですが、受注者が請負金額の1%を負担するという、その考え方。災害が発生して真っ先にその場所に駆けつける地域建設業にとりまして、この1%の負担というのは非常に大きいものになっています。利益が数%程度の会社が多い中で、請負金額の1%がそこで取られてしまうというのは非常につらい。当然この不可抗力ということをきちんと整理しないといけないとは思いますが、全額公費で負担されるというのが道理にかなっているのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

【柳会長】 ほかにございますでしょうか。

【鎌原建設業課長】 よろしいでしょうか。宮本委員、それから奥村委員から御意見をいただきましたので、事務局としての受け止めを少し述べさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。もともと民法に端を発する問題でございますので、これまでも度々議論になってきた論点かと思っております。この問題は、発注者と受注者との利益がある意味相反する部分でもございますので、発注者の皆様の御意見も今後、この審議会の後ですけれども、きちんと伺いながら、それから当然受注者の皆様の御意見も伺いながら、検討を深めていきたいと思っております。

一つ、これまでの考え方とちょっと周辺状況が変わってきたかなと思っておりますのは、品確法ができましたので、適正な利潤というものが許容されるといいますか、むしろそういうものを確保することが発注者の責務というような規定も、以前はなかったものであります。今は、担い手の確保育成ということで、そういうものがないと持続可能にならないということでございますので、時代の変化といいますか、そういったものも踏まえて、どのようなことが可能か、検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

【柳会長】 染谷市長、御発言があるようでございます。どうぞ。

【染谷委員】 当市においても、森林の割合というのは全体の市域の3分の2を占めているという状況でございまして、市が管理しています市道や農道、そして林道というのは、山間地を通る路線が大変多くございます。そのため、台風とか大雨の際、山間部の道路においては、のり面や路肩が崩壊する災害のリスクというのは大変多く発生しております。当市は、二次災害のリスクの高い山間部の道路を多く抱えているということからも、災害復旧工事を受注しやすい環境を整える、つまり、中小企業の方々にも手を挙げやすい環境を整えるということ、そしてまた二次災害が発生した場合の受注者負担を求めないということに賛成であります。

以上です。

【柳会長】 今のはいかがですか。

【鎌原建設業課長】 事務局のほうから、染谷委員、ありがとうございます。発注者のお立場でこういったことについて賛成とおっしゃっていただけたことは、非常に心強いところでございます。今の市長の染谷委員の御意見を踏まえまして、今後しっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【柳会長】 先ほどおっしゃられたように、発注側・受注側からよくこれから意見を聞いてください。

続きまして、資料4－2 保険証券・保証証書の電子化について、事務局より御説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 資料4－2、保険証券・保証証書の電子化でございます。これは、公共約款の規定を技術的に整備したいというものでございます。

現状、履行保証と前払保証について、こちらのスキーム図になりますが、保証機関から受注者に紙で証書を発行して、それを受注者から発注者に寄託するというのが、下の契約保証と前払いの公共約款上の規定がございます。この寄託というのがまさに民法上、物を相手方に預けるという概念で、今、規定されておりますけれども、今般、電子化を行った際には、このスキーム左上にありますように、そのプラットフォームに電子的な情報が保存されるということになりますので、物理的な寄託という概念ではちょっと読み切れないということで、こういった電子的な方法による保証証書の寄託についても、技術的に規定を整備したいというものでございます。

以上です。

【柳会長】 ただいまの説明に御意見、御質問はございますか。

ないようでございますので、続きまして、議事6の経営事項審査の改正の方向性について、事務局より御説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 資料5の経営事項審査の改正の方向性ということで、1ページ目を御覧ください。公共工事の入札・契約までの一般的な流れということで、まず一番左が建設業の許可、5年の更新制の許可が必要です。その後、公共工事を受注するに当たっては、元請として、経営事項審査というものを受けなければならないと。これを客観的な点数で総合評定値を出すというのが経審でございます。その後、発注者ごとに競争参加資格の審査を行って、ランク分けを行って、工事ごとに個別の入札・契約を行っていくというのが、全体の契約の流れでございます。

2ページ目が、現状の経審の審査項目でございます。大きく項目区分としては、経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目ということで、これを計算しまして、各項目についてウェイトづけをして、総合評定値、P点を出しているというものでございます。

3ページ目、今回御意見をいただきたい改正の視点ということで、大きく3つございます。担い手の育成・確保、災害対応力の強化、環境への配慮ということで、まず1点目の担い手

の関係でございますけれども、建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請、下請を問わず、業界全体としての共通認識であると認識しております。現状の経審では、自社で雇用する技術者や技能者の育成・確保は評価対象になっているのですけれども、下請負人に雇用される者の処遇改善について加点の措置はなされていない状況になっております。また、働き方改革を推進する上でのワーク・ライフ・バランスといった視点も重要ですが、この点についても評価対象になっていないということで、例えばキャリアアップは、下請負人に雇用される技能者も含めて、広く技能者の処遇改善のための取組であって、それを経審で適切に評価すべきではないか、またワーク・ライフ・バランスについても評価対象とすべきではないかというのが大きな1点目です。

2点目、災害対応力の強化ということで、現状、対象となっている重機は、災害時に使用されて、かつ定期検査によってちゃんと稼働するかどうかチェックできるという6種類が対象となっておりますが、それ以外にも、実際に被災地で活躍している重機はいろいろあるのではないかとということで、そういった加点対象となる機械の拡大を検討してはどうかと。

3点目、今、環境への配慮ということで、ISO14001が評価対象になっておりますけれども、それ以外の環境評価の認証についても加点対象としてはどうかというのが総論でございます。

4ページ目、品確法上の受注者の責務と経審の各項目の加点でございます。品確法の8条3項で、受注者の責務と努力義務ということで書いてございますけれども、この表でいきますとA、B、C、Dと、技術的能力、生産性の向上とありますけれども、特に、D1と書いておりますけれども、賃金、労働時間その他の労働条件の改善ということについて、直接加点する経審の項目が現状ございません。特にこういった努力義務がある中で、下請負人に使用される者の労働条件の改善が元請企業の努力義務になっている一方で、加点されていないのはちょっと問題ではないかという意識でございます。

具体的な各加点の考え方について御説明いたします。まず、下請負人に使用される者の労働条件に係る取組ということで、キャリアアップは御案内のとおり、平成31年4月から本格運用を開始しておりますが、実際にキャリアアップを導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるものであるということと、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができるというシステムでございます。

ただし、実際に技能者が就業実績を蓄積するためには、その現場の元請企業が現場登録とかカードリーダーの設置といった就業実績の蓄積のための環境を整備して、実際に実績の蓄積に必要な費用、コストを負担する必要があるということでございます。

こうしたキャリアアップの導入をしている元請企業は、自らの負担によって、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしているということ、また各都道府県の発注工事においてもキャリアアップの企業評価への導入する動きが広がりつつある状況ということでございますので、キャリアアップを現場で導入している元請企業を経審で評価することが適当ではないかということでございます。

それから、6 ページ目以降はキャリアアップの概要でございます。この辺はちょっと省略させていただきます。

10 ページ目をお開きください。ワーク・ライフ・バランスの関係でございます。現状、経審では評価する項目がございませんが、業界においても、働き方改革を推進することによって、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要があるということ。

また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であるということで、加点対象としてはどうかということです。

「なお」とございますけれども、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」という政府の文書においても、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組をさらに推進するということがうたわれてございます。

こういったことを受けまして、ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度というもので幾つか御紹介いたしますと、まず次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」というもの、それから女性活躍推進法に基づいて、女性の活躍を認定する「えるぼし認定」、また若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用環境の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」といったものがございます。こういったものを評価対象としてはどうかというのが、ワーク・ライフ・バランスの関係です。

大きな2点目の災害の重機の関係でございます。11 ページ目の現状ということでございますけれども、地域防災の観点から、復旧時の対応に使用されて、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な機械、ここにありますように、ショベル系とか、トラクター、ブルドーザー、こういった6種類が経審の対象となつてございます。これ以外にも、実際の被災地の現場で建柱車——電信柱を建てる車とか、道路のロードローラーなど、ほかにもい

ろいろ被災地で活躍するものがあるということで、いろいろお声もいただいているところでございます。こういった声も踏まえまして、今後、業界団体等を通じ、実際の被災現場でどんな重機が活躍しているとか、そういった実態を把握した上で、加点対象の拡大を検討してはどうかということが大きな2点目でございます。

3点目、環境への配慮でございます。今、現状、経審の対象となっているISOでございますけれども、中小規模の建設業者で取得している割合は極めて小さいということで、一番下に表がございますけれども、完成工事高で見たランクを分けた上で、それぞれISOを取っているかどうかということで、一番上が1億未満の小規模ですけれども、0.75%、200億以上となると49.77%、ほぼ50%ということで、なかなか中小・零細企業がこういったISOの加点を受けていないという現状がございます。

また、上から2つ目のパラグラフでございますけれども、脱炭素に向けた動きが加速する中で、中小・零細規模の建設企業においても、そういった環境問題への取組が改めて求められているのではないかということで、こういった環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISOに限らず、環境への配慮に関する認証を取得している場合に加点評価してはどうかということでございます。

例えばということで、実際、各都道府県の競争参加資格審査で、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である「エコアクション21」、これは環境省が行っている取組ですけれども、それを実際に31の自治体で加点するという動きがございます。なので、こういった「エコアクション21」の認証を加点対象の候補として考えられるのではないかということでございます。

次のページ、参考ということで、エコアクションとISOの比較でございますけれども、エコアクションの策定は環境省ということで、要求事項は14項目で、審査員による指導・助言は可能ということで、そういった中小企業の方々も、省エネ、廃棄物削減・リサイクルといった取組で実際に行われているというものでございます。

最後、14ページ目、その他改正事項ということで、これは軽微な技術的な改正でございます。まず、監理技術者講習の有効期限が、左上が建設業法改正前でございますけれども、あくまで受講日を起点として5年間でございました。繁忙期に受講日が切れてしまうと資格が切れるので、もう受けなければいけないということで、なかなか受けにくいという声もいろいろありましたので、左下のとおり、改正後は、受講した年の翌年の開始の日から5年間と。例えば、2月に受けても12月に受けても翌年から5年間ということで、年間いつで

も受けやすいときに受けてくださいという建設業法の改正をいたしました。経審の加算の対象期間の改正については措置されておりませんので、この整合を取るために、経審もその翌年から5年間ということで、このずれを整えたいという技術的な改正でございます。

以上でございます。

【柳会長】      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。どうぞ。

【岸上会長代理】      御説明、ありがとうございます。今回の経営事項審査の改正の方向性の御提案は、各企業で議論になっておりますサプライチェーン全体での取組とか、ダイバーシティへの配慮、また前回お願いいたしました環境問題への配慮が含まれており、時宜にかなったものであるという認識をしております、賛同いたしたいと思っております。

その上で1点お願いがございます。環境への配慮につきまして、国際基準としてはISO、また国内の取組としてはエコアクション21が挙げられているかと思います。皆様御案内のように、気候変動を中心に、環境問題につきましては、日本でも国際的にも、例えばTCFD開示とか、様々な議論が行われている状況であるという認識をしております。

経営事項審査の場合、中小業者への配慮が必要で、また第三者認証が必要という前提ですと、限られるかもしれません。しかしながら、従前は大手企業を前提と思われていたような取組についても、だんだん対応する企業が広がっていく状況ではないかと考えております。

例えば、SBT——サイエンス・ベースド・ターゲットなどは、特に日本では電気機器、建設業が多い状況と捉えられているようでございます。また、中小企業向けのレターなども出たところと考えております。

したがって、議論の際には、決め打ちをせずに、環境省、経産省、金融庁など、関係省庁とも連携の上、ここに挙がりましたISOとエコアクション21以外についても、一旦、この議論のテーブルにのせていただいて検討をお願いしたいということと、また、一旦決められた後でも、適宜状況を把握していただいて、必要に応じてアップデートをお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【柳会長】      どうぞ。

【岩田委員】      建専連の岩田です。非常にありがたい視点ということで、この3ページ目にあるところなんですけれども、担い手の育成・確保というところで、今までこのような担

い手の確保・育成に取り組んでいる企業の評価ということがされておりました。我々建設業においては、非常に元請の方と我々専門工事業界と専属性が高く、密着しながら、教育とか投資を親と一緒に親から受けながらやってきたわけです。それによって、共に技術・技能を高めてきたという経緯があります。

そういう中で、景気によって、プライス重視、価格だけで見られる表面の金額が幾らかということで、中身を評価されずに今まで発注されてきたように思う傾向がありました、私の中でも。そういう意味において、この担い手確保という視点を入れていただけるということは非常にありがたく思います。ぜひとも、担い手確保に取り組んでいる企業への評価を手厚く、またどのような専門工事業者を使ってこの現場をやるかという評価を深めていただければと思います。よろしくお願いします。

【柳会長】       どうぞ。

【谷澤委員】       三菱地所の谷澤でございます。民間発注事業者の立場から意見を申し上げます。

まず働き方改革、それから環境配慮、これらを経営事項審査の要素に加えることは非常に望ましいことだと思います。これらは、公共工事・民間工事と関係なく取り組むべき大きな課題だという認識をしております。

特に、我々民間発注事業者にとっても、例えば脱炭素の取組という意味では、サプライチェーン全体に対しての責任が求められており、いわゆるスコープ3といわれるカテゴリーにどうやって取り組んでいくかが、まさに喫緊の課題となっております。建設業の方ともよく相談しながら、どうやってサプライチェーン全体で環境対策を進めるのかが大きな課題ですので、今回の経営事項審査にこういった要素を加えることは非常に好ましいことだと思います。

ただ、他委員からの御意見の通り、建設業は非常に幅広い、裾野の広い業界です。脱炭素に取り組むといっても、体力とか、技術力とか、いろいろ事情の異なる業種業態が多く存在します。ISOやエコアクションに限らず、環境面に取り組む企業を支援する、様々なインセンティブ制度も用意する。そういった支援策も含め、業界全体で取り組む必要があると考えております。

以上です。

【柳会長】       次に、染谷市長、どうぞ。

【染谷委員】       ありがとうございます。経営事項審査の改正の方向性については、私ども

は全体的に賛成であります。建設キャリアアップシステムの現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価するということも賛成であります。当市のように、地方自治体においては、中小企業が多くて、また山間部のある地域では、建設キャリアアップシステムを導入したり、活用するに当たって、費用負担や、それからネットワーク環境が整わないなどの課題が様々考えられます。経営事項審査で評価していただくとともに、制度を導入しやすい環境を整えていただいて、制度が普及されて、目的である担い手の育成・確保がしっかり図られることを望みます。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【宮本委員】 日建連の宮本でございます。今、染谷市長からもお話がありましたが、建設キャリアアップシステムの導入を、経審の評価対象にさせていただくというのは大変ありがたいお話で、普及促進に必ずや寄与するものと考えます。そこからさらに様々な施策も出てくることになれば、一層、加点の項目が増えていくのかなと思っています。

ワーク・ライフ・バランス対応の評価についても、将来の担い手不足への対応として、処遇改善を様々に進めている中で、大変重要なことだと考えます。休日の拡大や残業時間の抑制、賃金のアップなどに取り組んでいく時、ワーク・ライフ・バランスの考え方は大切です。これについての対応も、是非、評点の中に入れていただくことをお願いしたいと思います。

それから、環境問題については、先ほどお話があったように、大きい会社は費用負担できても、一般的には難しいところがあります。サプライチェーン全体の関係する会社全部にこれらを求めていくときに、もっと取りやすい資格で評点が得られるようにすることは大切だと思います。先ほど谷澤さんからお話がありましたように、様々な評価の仕方を設定していただくことが、これから必要だと思います。

もう一つは、災害対応力の強化の中で、評価する建設機械の種類を増やすということについては、私は大賛成です。特に、地方において、建設機械を所有し、従業員を雇用して建設業を営んでおられる会社が、仕事量の減少やコストの問題で廃業に追い込まれるという話も聞いております。そういうことがあります。災害復旧を担える地元の業者さんがいなくなるので、今後、私どもが災害復旧のご依頼を受けたときにも、やりづらくなります。また、雪かきを請負いにされている業者さんがいらっしゃいますが、雪が降らない年は全く仕事がなく、機械が遊んでいるという話もあります。そういったことも含めて、何としても地元の業者さんには存続していただかなければなりません。所有している機械について、幅を広

げて評価する仕組みは重要で、是非お願いしたいと思います

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【西野委員】 京都大学の西野です。私も、今までの委員の皆様と同様に、キャリアアップシステムを評価の対象とすることは、大変賛成でございます。ただ、企業として、トップダウンでの導入のインセンティブにはなるのですけれども、実際にキャリアアップシステムを導入する現場としては、一定の負担が生じて、それがちょっとハードルになるということもあるかと思います。

私が最近聞きました事例では、そのキャリアアップシステムで取っているデータを施工管理に非常に活用していらっしゃる現場があり、入退場記録は全部分かりますので、例えば、この会社の職人さんは、みんなではないのですけれども、半分近くが4時半までに帰っているということがデータを根拠として把握できる。そうすると、若い係員さんでも、年配の職人さんにお話がしやすい。そのようなことを積み重ねていくと、逆に若いサブコンさんがどういうところかということもデータに基づき分かってきます。それを積み重ねていくと、施工管理がよりよく効率的にできて、最終的には現場の利益にもなる。そうすると、もっと現場としてもキャリアアップシステムを導入したい。導入することにメリットがあるということを実感していただけるのではないかと感じました。

ですので、このような経審の評価の対象とすることも非常に重要だと思うんですけれども、現場でボトムアップで導入したいと思うような事例を積み重ねる、環境を整えると先ほど島田市長もおっしゃいましたが、そういうことも非常に大切だと思いますので、両輪で進めていただければと思います。

以上です。

【柳会長】 ほかはよろしいですか。どうぞ。

【鎌原建設業課長】 すみません、事務局でございます。委員の皆様方、本当にたくさんの御意見、御指摘、ありがとうございました。岸上委員、それから谷澤委員から、環境のところについて、エコアクションだけに決め打ちをせずに、いろいろな幅広い選択肢、インセンティブ、評価の仕方をというようなこともいただきました。資料の中ではエコアクションと書かせていただきましたが、あくまで例示でございますので、御指摘のように、経産省とか環境省とかの取組などもしっかりと勉強して、また連携を取って、いい案を次回にお示しできればと思ってございます。

それからあと、岩田委員からも御指摘をいただきました。ありがたい視点ということで、大変心強く思ったところであります。担い手の確保・育成に取り組む企業についての評価は、これまでしっかりしたものが確立していなかったところでありますけれども、きちんとした評価をしていけるように検討してまいりたいと考えてございます。

それから、宮本委員から広範なそれぞれのテーマにつきまして御指摘をいただきましたので、しっかりと踏まえて、検討してまいりたいと思います。

それから、染谷市長も、ありがとうございます。キャリアアップにつきましては、いろいろな環境整備はまだまだ必要かと思っておりますので、そのところの検討のほうもやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

西野委員も、ありがとうございます。キャリアアップの使い方も含めて、まだまだ今後さらにいろいろな活用の仕方もあるうベースとなるものだと思っておりますので、その勉強をしっかりしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【柳会長】 では、引き続き事務局で御検討いただいて、次回の審議会で改正案を審議することとしたいと思います。

続きまして、議事7のその他でございますが、事務局から何かございますのでしょうか。

【藤井建設業政策企画官】 事務局から1点、御報告がございます。お手元の資料6を御覧ください。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というものが制定されて、それに伴って中建審の所掌事務の追加というものを今政府内で検討しているということの御報告でございます。

1枚お開きください。まずこのプラスチック新法の背景でございますけれども、御案内のとおり、プラスチックごみ問題で、そういった資源循環を一層促進する重要性が高まっているということで、プラスチックに関する包括的な資源循環体制を強化するというので、今年、新法が成立してございます。

新法のポイントということで、まず製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するというので、設計・製造・販売・提供、排出・回収・リサイクルの3段階で、関係事業者に対して措置を講ずるということで全般的な規定がございます。その中で排出事業者ということで建設業者も該当いたしますけれども、特にこの赤枠で囲っております排出抑制の取組ということで、環境大臣等がそのプラスチックに関する基準というものを定めます。その基準に基づいて、そういった排出事業者に対して、指導・助言・勧告等を行うという規定が盛り込まれているとこ

ろでございます。

今後、今後のスケジュールということで、施行は来年の春を予定していますけれども、その政令・省令等の規定の整備をしていくという状況でございます。

この勧告等の処分の関係でちょっと所掌事務の変更を検討しているということで、次のページを御覧ください。建設業における廃プラスチックの状況ということで、この円グラフにもございますけれども、いわゆる建材として分類されるものが総排出量の7%、分野別で見ると4%という大きい値になってございます。

この下の赤枠ですけれども、建設業における特殊性ということで、建設現場においては大大分別処理に取り組んでいるものの、特に解体現場とか、分別が困難な場合には、廃プラを混合廃棄物として排出されることがままございます。こういった建設業における特殊性というのもございます。

その上に戻っていただきまして、先ほどの2ポツ関係ということですが、そういった排出事業者が主務大臣による勧告に従わず、なお正当な理由がなく勧告に係る措置を講じなかった場合において、そういった再資源化等を著しく害すると認めるときは、主務大臣は、審議会で政令で定めるものの意見を聴いて、当該排出事業者に対し、命令をすることができるということで、審議会の意見を聴くということが法律上規定されております。

こうした建設業の特殊性を踏まえまして、プラスチック資源循環法に基づいて建設業を営む者に対する命令を行う場合に、中建審の御意見を聴くということで、経産省の審議会と環境省の審議会との合同開催を考えておりますけれども、そういった方向で今現在検討しているということでございます。

御参考ですけれども、その下に資源有効利用促進法というものがございまして、これは平成3年の法律ですけれども、現状も中建審の所掌事務ということで、この資源有効利用促進法も所掌事務に入っておりますので、これに加えてプラスチック新法も、専門家の御意見を聴くということで所掌事務の追加をしたいということで、今、政府内で検討しているという御報告でございます。

以上です。

【柳会長】      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問がございましたら御発言をお願いします。

【佐藤委員】      東京電力の佐藤でございますけれども、今御説明いただきました見面の右上のグラフで建材のお話をされていらっしゃいましたけれども、ほかのこの製品に関して

も今回念頭に置かれているということによろしいのでしょうか。といいますか、ちょっと職業柄、電気関係のこの電線ケーブルとかその収容物とか、そういったものなども私どもは扱っているということもございまして、ちょっと、満遍なく廃プラということで御確認されるということによろしいのでしょうか。

【藤井建設業政策企画官】 各業種全体といたしましては、経産省と環境省に設置される審議会で全ての意見を聴くというのが総論です。特殊性のある業種ということで、今、政府内で聞いているのは、発泡スチロールがたくさん出る水産業はどうだろう、あるいは建設業ということで、今個別に、どういった業種には特殊性があるかということで、まさに議論を進めているところでございまして、ちょっとすみません、電気関係が対象になっていることはちょっと存じ上げていないのですけれども、まさにどういった業種は個別の専門家の意見を聴くかどうかというのを政府内で検討している状況でございます。

【佐藤委員】 ちょっと御確認いただけると幸いです。私どもを支えていただいている建設工業会の皆様とかもいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【柳会長】 どうぞ。

【岸上会長代理】 御説明、ありがとうございます。私も範囲について確認したくて質問させていただきます。こちらは、プラスチックに限った対応という整理になるのでしょうか。いろいろな物がこの解体現場から出る廃材には含まれると思います。金属その他も含まれるのかなと思っているのですが、その辺の整理はどうなっているのか、教えていただけませんか。

【藤井建設業政策企画官】 この新法の対象というのはまさにプラスチックです。プラスチックで、個別のコンクリートとか、他の種類は入っておりません。なので、プラスチックと、あとはその分別ができない混合物、プラスチックを含む物が対象になってございます。

【柳会長】 もう一回、どうぞ。

【岸上会長代理】 そうしますと、ほかの物は対象ではないということになりますか。

【鎌原建設業課長】 すみません。今、事務局のほうから御説明したのは、この廃プラスチックの関係の法律に伴って中建審の所掌事務が一つ追加になる予定ですということでございまして、建設現場から出るいわゆる副産物といいますか、それ全体につきましては、それぞれ個別法がございまして、例えばですけれども、コンクリートとか、アスファルト・コンクリート塊、木材、そういったものにつきましては、資源有効利用促進法というものもございまして、あと別途その分別解体などもルール化させていただいております建設リサイ

クル法もございます。それぞれ法律の中でやってございますので、廃プラスチックだけで、ほかのところが漏れているということではありません。むしろ、これまで漏れていた廃プラスチックを強化するということでございます。

【柳会長】 ほかにございませんか。

それでは、本日の議事はこれで全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（児玉）】 本日はありがとうございました。

会長より御発言がございましたが、議事の4から6につきましては、本日頂戴した意見を踏まえまして、事務局にて検討を進めまして、今年度中に次回の中央建設業審議会を開催し、御審議いただきたいと思います。

それでは、これもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —